

鳥取県都市公園条例第5条第2項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成22年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県都市公園条例第5条第2項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）別表第1の3の公園に係る条例第3条第2項に規定する指定管理者管理公園施設である飲食施設及び売店について条例第5条第2項の規則で定める日は、平成22年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。